



発行人 福島県教職員組合
 発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
 [定価一部 20円]
 編集・責任者 國分俊樹
 e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
 http://www.f-t-u.or.jp
 (この購読料は組合費に含まれています。)

ろうきんのキャッシュカードなら
ATMお引き出し手数料が

実質0円



東北労働金庫

県教組大会書面にて議決

～「With コロナ」と給特法改正から私たちの運動を考える～

今年度の県教組大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大会代議員による書面決議となりました。原案採決は、9月24日に行われ、可決されました。修正案は17本提出され、うち2本が採決、1本が秘密無記名投票による採決となり、いずれも否決となりました。また、9月26日には、代議員によるオンライン意見交換会が行われ、コロナ禍における官制研の持ち方、教育と政治の関係など、様々な事を考えさせられる意見が述べられました。また、県教組運動をどのようにして未来の教職員へつないでいくか、今の私たちの行動にかかっていると改めて気づかされました。



異例づくしの大会でしたが、代議員のみなさんご協力ありがとうございました。修正案の詳しい内容等については、9月28日付けで各支部と各代議員へ郵送いたしました。

各専門部のとりくみも始動！

青年部はオンラインで活動中♪

今年度は12人のメンバーで活動しています。Zoomを活用して青年部常任委員会を開催しました。例年夏と冬に学習会やスポーツレク、交流会を開催していましたが、今年度は多くの方を集めて開催することが難しいと判断し、オンラインでのヨガ教室を予定しています！2021年1月16日16時から開催予定です。詳細は後日チラシでお知らせします。お楽しみに！！



養護教員部 常任委員会開催

8月22日郡山教組会館にて常任委員会を開催しました。保健室から見たコロナ禍における子どもたちの様子や、養護教諭としての働き方改革が話題になりました。

女性部副部長選挙 定数内で当選

9月9日に女性部副部長選挙が公示されました。立候補者は、定数内だったため投票を行わず、以下の2人の当選となりました。
 福島支部 佐藤 英子さん
 郡山支部 酒井小百合さん

臨時採用教職員部 常任委員会開催

4月から任用形態や諸権利、賃金面で大幅に変更がありました。しかし、まだまだ職場内で共有されていない課題が多いことを確認し、今後の活動方針について協議しました。

特集 教員「定額使い放題」からの脱却！

2020年4月1日から「給特法の一部を改正する法律」の第7条関係が施行となり、教員の公立学校における勤務の根幹が大きく変わっています。

新型コロナウイルス対応で落ち着かない状況が続きますが、私たちの業務計画ともいえる、2021年度の学校での諸計画の作成に必ず反映させなければならない最重要事項です。

Before



18:00

2020年4月1日



18:00

After

教員の勤務は「特殊性」があるから、管理者（教育委員会・校長）は時間外勤務には関知しません。「自発的」なものだから、時間あたり25%増の残業手当は出しませんよ。月給の4%の調整額で子どもたちのために精いっぱい献身してください。

やりがいありますよ～。



教育行政

今回の指針で労働基準法上、教員「定額使い放題」はできなくなってしまいました。だから、みんなで業務を減らしてください。大衆教育にお金をかけたくないの、教職員の数は増やしませんし、総額で1兆円かかる残業代の支払いは現行の調整額で勘弁してください。



教育行政

2020.4.1以前の解釈だと…
教員は自らの判断で「自発的に」
時間外勤務をしている。

だから↓

校長は、教員に時間外勤務を命じてないのだから時間外勤務は存在しない。

2020.4.1以降の解釈になると…
教員が校内に在校している時間及び校外での時間（部活動等の引率・指導等）も「在校等時間」
ととらえる。

管理者（教育委員会・校長）には、教職員の健康を管理し働き過ぎを防ぐ責任がある。

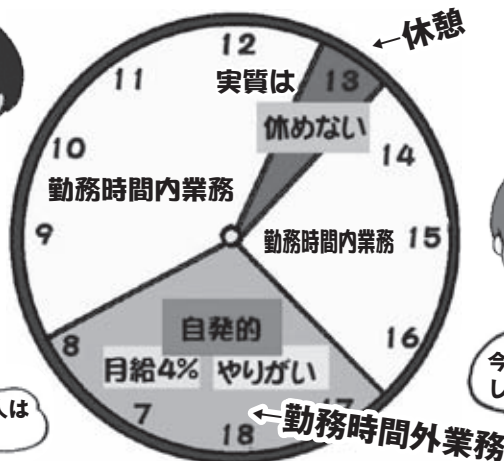
やりがいあるう～！
私12時間学校で
仕事してるわ！



退勤時に
帰りずら～い。
通院あるんだけど。



子育て・介護中の人は
身が持たないよ…。



時間外でも
労基法対象
なんて
当たり前
でしょ。



今まで知らんぶり
してたでしょ！



今さら…
ですよ。





ところが…。

福島県教育委員会は、文科省の告示（今年1月）から半年以上経過した現在でも県議会に条例化の提案をしていません！

全国では、8月7日現在で47都道府県のうち33都道府県が施行済みです。

県教委へ 改正給特法第7条関係の早期条例化を求めています!!

給特法コンプライアンスで、超勤は無いことにしていたのだから
改正給特法コンプライアンスで、業務量制限を実施してください！

【改正給特法第7条の内容】

◎時間外在校等時間（超勤時間）上限
360時間／年、45時間／月以内

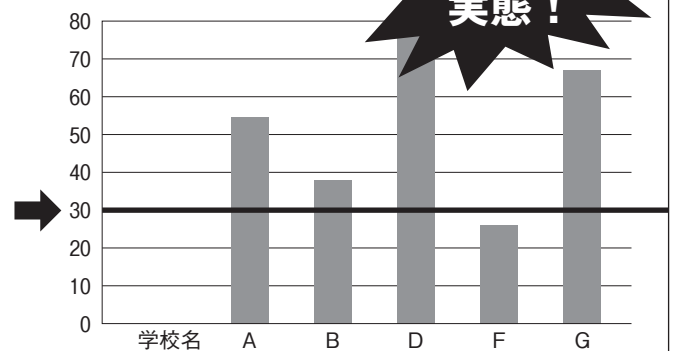
部活動の時間も含む

- 教員の在校時間に対しICT活用やタイムカードなどによる客観的な計測・記録の保存
- （市町村教委による）勤務実態、状況把握、在校等時間の長時間化を防ぐ取り組みの実施
- 実際より短い虚偽の時間を記録に残す、または残させることの禁止（懲戒対象）
- 「持ち帰り残業を行わない」を原則とした、実態の把握と縮減に向けた取組等

年360時間ということは…。一月平均30時間。

1日にすると約1.5時間 18:00退勤だとすぐに上限を超えちゃいます！

超過勤務時間の実態 2019年度 月平均時間



これが実態!

上限規制をクリアしているのはF校のみです。

学校の管理運営一切の責任を有する校長や教育委員会は、教職員の健康を管理し働き過ぎを防ぐ責任があり、勤務時間外での業務を行う時間を含めて管理を行うべし!

「やりがい搾取」の現状を認識して、
「自己実現系ワーカホリック」から脱却しよう!



【自己実現系ワーカホリック】自分の趣味や興味・関心と仕事の内容が一致し、仕事(=趣味)に私生活の多くを犠牲にして打ち込んでしまう状態。これはときおり、仕事に打ち込むあまり、家庭や自分の健康などを犠牲とするような状態。

今だから「学校あるある」を見直そう! こんなことからはじめてみた!



清掃や委員会活動って、毎日やらなきゃいけないの?



毎日やらなくてもいいです!

は学校で! Monster 松



あんしん むすぶ 教職員共済 あなたも助け合いの輪へ 加わりませんか!

教職員共済は、学校・教育機関で働く方々を対象とする厚生労働省の認可を受けた職域で唯一の共済生協です。「万一」のために手頃な掛金で備えられる、さまざまな共済商品をご提供しています。この機会にぜひあなたも「教職員同士の助け合いの輪」に参加しませんか!

資料請求すると全国合計1,000名様に賞品が当たるキャンペーン実施中!

共済 わくわく + 紹介 * キャンペーン キャンペーン

2020年 10月1日~11月30日

- A 群馬県 松井牧場 松井のキャラメル
- B 三重県 伊勢うどん
- C スマホ対応マルチ充電 ランタン&ラジオ



専用応募フォームからご応募いただけます!

- 教職員のお知り合いをご紹介いただくと当選率アップ!
- 賞品の発送は2021年1月下旬以降となります。

教職員共済 Q 検索

PCからのご応募は、トップページのスライド「わくわくキャンペーン + 紹介キャンペーン」からお入りください

※通常の資料請求フォームの利用は、キャンペーンの対象になりません。



厚生労働省認可 教職員共済生活協同組合 福島県事業所 TEL: (024) 523-3011

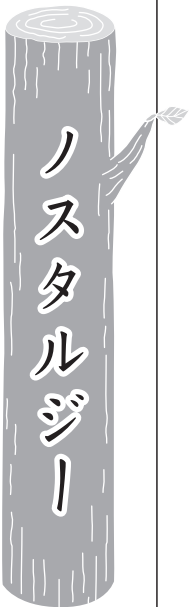
みんなのひろば

福島県内おすすめの場所 ~中島村の汗かき地蔵~

その昔、川上から何やら大きい塊が流れてきました。村人が近づくと、なんと大きな地蔵様! 2mもの巨体のため、大勢でやっと救い出しました。「どこから流れてきたかは分からないが、野ざらしではかわいそう」と村人はお堂を建てました。ある晴れた日に、ふと地蔵様を見ると、ビッショリと濡れている…。なぜだろうと思っていると、翌日に地震があったそうです。その後も、地蔵様が濡れると災害が起こり、「地蔵様は危機を知らせるために汗をかいている」と言われるようになり、汗かき地蔵と呼ばれ、今でも愛されています。汗かき地蔵様に会って、みんなパワーをもらってください!



~中島村「汗だくさん」より~



今回のテーマは「討論」

一九七八年四月、一青年は、東北の小さなまちの大学生となった。東京での生活への憧れ、二期校コンプレックスは多少あったものの次年度から大きく変わる大学共通一次学力入試制度にチャレンジする気概もなく、また早く地元福島を離れたかった。

青春真っ直中の時代、思い出は数え切れない。今でも印象に残っているのは「暁の代議員総会」である。学生自治会が主催するいわば「討論」の場である。内容は社会情勢、学務当局への不満や要求、個人的な悩み? など多岐にわたった。それを教養の最大講義室で夜が明けるまで続けるのである。もしかすると、いや確実に討論の内容よりも目的は夜が明けるまでそこに居続けることだったように思う。内容的にも抽象的なものや結論の出ないものが多く、意味あるの?と思われることかもしれない。でもそこにいる誰もが「討論」に対する思いを持っていた。

当時の学生は議論することが多く、居酒屋で感情が高ぶりすぎて退席を命じられることも少なくなかった。しかし、それは決して敵対ではなかった。冷静になると相手の言っていることが正しく思えてきたり、自分より深いと感じてくやしいと思ったりしたことが何度もあった。その度に学ぼうとし、感じようとし、何度も考えた。そしてまた議論する。たとえ意見が違っても相手の人格を否定することなどなかった。それより何となく仲間同士のそのような感覚さえ湧いてきたのである。

なぜだろう? それは双方向だったからだと思う。相手をよく見て、闘わせたのは意見。その個々人ではない。むしろ相手への敬意や理解をそこから会得していった。

議論のない伝達職員会議。SNSにおける一方的な中傷。それに対して指摘・自分の意見を言うのは恐いから従っているという人も多い。そんな今日、討論について思いを馳せるのはぼくだけだろうか?

討論が終わったとき 悪口は敗者の道具になるのだ ソクラテス (K・I)

